

JAF 公認競技会

2008年 JAF 東日本ラリー選手権 第5戦 ・ 2008年 JMRC 東北ラリーシリーズ 第2戦

『'08ツール・ド・東北』特別規則書

《中・上級向け》

2008年7月26日(土)～27日(日)

オーガナイザー コルトモータースポーツクラブ青森(CMSC 青森)

第1条 競技会の名称および格式

2008年 JAF 東日本ラリー選手権第5戦/2008年 JMRC 東北ラリー選手権第2戦
JAF 公認準国内競技 中・上級者向け 2008 -
『'08ツール・ド・東北』

第2条 競技会の種目

四輪自動車による第2種アベレージラリー (中・上級向け)

第3条 オーガナイザー

JAF 加盟クラブ 2008-02002 コルトモータースポーツクラブ青森(略称 CMSC 青森)

第4条 開催日

2008年7月26日(土)～27日(日)

第5条 開催場所 (コース)

青森県内周辺山岳路 (約220km)
集合場所:青森県弘前市 兼平猿沢 32-11 弘前市岩木 B&G 海洋センター駐車場

第6条 大会事務局および参加申し込み先

〒036-1313 青森県弘前市大字賀田1丁目15-2

『'08ツール・ド・東北』大会事務局

TEL 0172-82-2005 FAX 0172-82-5545

第7条 大会役員

大会名誉会長	木村 太郎	(衆議院議員)
大会会長	三上 千春	(岩木山観光協会々長)
大会審査委員長	山本 朗	(D S C C - A)
大会審査委員	草加 浩平	(U T A C)
大会組織委員長	鶴ヶ谷 慶市	(C M S C 青 森)
大会組織委員	館山 正嗣	(C M S C 青 森)

第8条 大会競技役員

競技長	桜澤 宏之 (CMSC 青森)	副競技長	工藤 克憲 (CMSC 青森)
コース委員長	" (")	副コース委員長	" (")
技術委員長	小舘 久 (")	副技術委員長	葛西 満 (")
計時委員長	石田 隆雄 (")	副計時委員長	山崎 茂樹 (")
事務局長	福原 英治 (")	事務局員	工藤 克憲 (")
医師	伊東 則彦 (")	内科医	(JPTECインストラクター・JATECプロバイダー)

第9条 参加料および保険料

参加にあたっては「JAF 東日本選手権」「JMRC 東北シリーズ」どちらか一方を選択のこと。
(東北のライセンス地域コードを持つ者は、統一規則書第 34 条を必ず確認すること。)

(1) 参加料

JAF 東日本選手権への参加者

- 1 台 52,000 円 (朝食、入浴、林道使用料を含む)
ただし、乗員 1 名のみ JMRC に加盟するクラブ所属者の場合は 51,000 円
ただし、乗員 2 名とも JMRC に加盟するクラブ所属者の場合は 50,000 円

JMRC 東北ラリーシリーズへの参加者

- 1 台 37,000 円 (朝食、入浴、林道使用料を含む)
ただし、乗員 1 名のみ JMRC に加盟するクラブ所属者の場合は 36,000 円
ただし、乗員 2 名とも JMRC に加盟するクラブ所属者の場合は 35,000 円

オープンクラスへの参加者

- 1 台 25,000 円 (朝食、入浴、林道使用料を含む)

- (2) 統一規則書第 15 条(2)および(3)をラリー競技に有効な対人賠償保険(2,000万円以上)、対物保険(200万円以上)および搭乗者保険(または共済、1,000万円以上)に加入していること。に変更する。
(3) 所定の申し込み用紙および誓約書に必要事項を記入の上、保険の加入を証明できる書類の写し、車検証の写しを添えて申し込むこと。
(4) 参加料については、大会事務局に 現金書留にて送金のこと。
(5) 受付期間は 2008年6月30日～7月19日午後7時までとする。

第10条 アシスト行為

- (1) アシスト行為をするサービス隊申込みは、所定の用紙に必要事項を記載の上、期限までに申し込むこと。
(2) サービスカー1台1名まで 3,000 円(朝食・入浴料含む)。さらに、ゴール会場に入場する者については1名につき 2,000 円(朝食・入浴料含む)。
(3) サービスミーティングについては当日周知する。

本特別規則書は、JMRC 東北ラリーシリーズ規則書に準拠した条文構成になっています。第 12 条以下は JMRC 東北ラリーシリーズ統一規則書を適用します。ただし、本ラリーは JAF 東日本ラリー選手権/JMRC 東北ラリーシリーズ併設のため、JAF 東日本ラリー選手権規程に対応すべく、以下に掲載する箇所について JMRC 東北ラリーシリーズ統一規則書を変更します。それ以外の部分は JMRC 東北ラリーシリーズ統一規則書に対応します。

第11条 タイムスケジュール

7月26日(土)	10:00 ~ 12:00	受付・車検
	12:45 ~ 13:45	開会式・ドライバーズブリーフィング
	14:01 ~	1号車スタート
	23:30 ~	1号車フィニッシュ(予定)
7月27日(日)	6:00 ~	表彰式(予定)

第12条 参加資格

- (3) 東日本ラリー選手権部門については、この項は適用しない。

第13条 参加車両

- (1) JAF 東日本ラリー選手権

2008年度 JAF 国内車両規則第2編ラリー車両規定に基づくRN・RJ・RF車両、もしくは2002年度 JAF 国内競技車両規則第3編ラリー車両規程に従って製作され、2002年12月31日以前に陸運支局等に初年度登録された車両(RB車両)で下記の ~ の全ての条件を満たしたもの。

2008年ラリー車両規定に従った、FIA/JAF 公認車両または JAF 登録車両であること。
FIA/JAF 公認車両については公認書に記載された重量、JAF 登録車両についてはカタログに記載された重量に、それぞれ35kgを加えた値の最低重量とする。

過給器付きエンジンを搭載する車両は、下記の規定に従わなければならない。

- ・ 全ての過給器のコンプレッサーハウジングにはいかなる温度条件下においても最大内径32mm(外径:38mm未満)のリストリクターを装着しなければならない。
- ・ リストリクターの取り付けは、ブレードの最上部から50mm以内とし、最低でも下流方向に3mmの幅が維持されていること。
- ・ リストリクターは単一の素材で作られていなければならない、シリンダーに供給される空気は全てこのリストリクターを通過しなければならない。
- ・ ディーゼエンジンのリストリクターは最大内径35mm外径41mmとする。

第14条 クラス分け

JAF 東日本ラリー選手権(駆動方式を問わない)

BC-A クラス : 気筒容積が1600cc以下の車両

BC-B クラス : 気筒容積が1600ccを超え3000cc以下の車両

BC-C クラス : 気筒容積が3000ccを超える車両

JMRC 東北ラリーシリーズ(駆動方式を問わない)

クラス A : 気筒容積が1600cc以下の車両

クラス B : 気筒容積が1600ccを超え3000cc以下の車両

クラス C-1 : 気筒容積が3000ccを超えるリストリクター無し車両

クラス C-2 : 気筒容積が3000ccを超えるリストリクター付き車両

オープンクラス (選手権外クラス)

気筒容積・駆動方式でのクラス分けなし (過給器付きエンジン:リストリクター有無は問わない)

第15条 参加申込要項

- (4) 参加台数は60台までとする。なお、参加台数が5台に満たないクラスでも参加が有れば成立とする。ただし、参加台数が5台に満たないクラスは JAF 東日本ラリー選手権として成立しないが、隣接する上位クラスでの参加出走が認められる。
- (9) (6)に関する変更申込は 2008年7月24日午後7時までとする。

第22条 スペシャルステージ(SS)

- (5) SSトータル距離約25km (非舗装路)

第23条 計時方法

- (1) タイムトライアル区間については秒計時、その他の区間については分計時、とする。

第25条 減点

- (1) 各参加者の成績は、減点合計の少ない者を優先する。同点の場合は次の通りとする。
第1SSでの減点の少ないチーム(以下第2SS・第3SSと続く)
車両排気量の少ない順
抽選
- (7) 分計時区間の減点は、早着1分につき60点、遅着1分につき10点とする。

第32条 賞典

- (1) 各部門1~3位 JAFメダル、副賞等。(オープンクラスは副賞のみとする。)
(2) 各クラスの表彰は台数により増減することがある。
(3) その他特別賞が設定されることがある。

第33条 練習走行の禁止

- (1) 公道での練習行為を禁止する。
(2) 青森県津軽地方内における本競技会開催の障害になるような行為(練習走行・偵察及びそれに類する行為)を禁止する。これらの行為が確認された場合は選考審査から外される。また、参加受理後の参加者にこれらの行為が確認された場合は出走を拒否する。その場合参加料等は返還されない。
(3) 特に未舗装路における(2)の行為が発覚した場合は、道路補修費用の実費を請求する事がある。

第34条 シリーズポイント及び表彰

- (1)の(a)、(1)の(b)、(2)、(3)の項について、JAF東日本ラリー選手権ではこの項を適用しない。

第37条 付則

- (1) JMRC東北ラリーシリーズ統一規則書・特別規則書に記載されていない事項については JAF 国内競技規則に準拠する。また、本規則の変更および本規則以外の規則・指示は、競技会特別規則あるいは公式通知により表示する。
(2) 権限の委譲
本競技会においては競技会審査委員会の認める範囲以内において、一部の競技役員は競技長及びコース・計時・技術の各権限の委譲を受ける事が出来る。

第39条 本規則の施行

本規則を2008年6月28日より施行する

本競技会の電話による問い合わせは次の通りとする。

事務局	鶴ヶ谷 慶市	090-8926-0656
午後5:00以降	椛澤 宏之	090-4043-9218

http://www.geocities.jp/cmssc_aomori/

e-メール cmssc_aomori08@yahoo.co.jp



『08ツール・ド・東北』組織委員会